

韓国

行政訴訟法

1984年12月15日全改法律第3754号 施行1985.10.1

改正1988.8.5法4017号(憲裁)

1994.7.27法4770号

2002.1.26法6626号(民事訴訟) 2002.7.1施行

2002.1.26法6627号(民事執行) 2002.7.1施行

第1章 総則

第2章 取消訴訟

第1節 裁判管轄

第2節 当事者

第3節 訴の提起

第4節 審理

第5節 裁判

第6節 補則

第3章 取消訴訟以外の抗告訴訟

第4章 当事者訴訟

第5章 民衆訴訟及び機関訴訟

附則

第1章 総則

第1条(目的) この法律は、行政訴訟手続を通じて行政庁の違法な処分その他公権力の行使、不行使等による国民の権利又は利益の侵害を救済し、公法上の権利関係又は法の適用に関する争いを適正に解決することを目的とする。

第2条(定義) この法律において使用する用語の定義は、次のとおりである。

1 「処分等」とは、行政庁が行う具体的事実に関する法執行としての公権力の行使又はその拒否及びその他これに準ずる行政作用(以下「処分」という。)及び行政審判に対する裁決をいう。

2 「不作為」とは、行政庁が当事者の申請に対して相当の期間内に一定の処分をすべき法律上の義務があるにもかかわらず、これをしないことをいう。

この法律の適用において、行政庁には、法令により行政権限の委任又は委託を受けた行政機関、公共団体及びその機関又は私人が含まれる。

第3条(行政訴訟の種類) 行政訴訟は、次の4種に区分する。

1 抗告訴訟 行政庁の処分等又は不作為に対して提起する訴訟

2 当事者訴訟 行政庁の処分等を原因とする法律関係に関する訴訟その他公法上の法律関係に関する訴訟であってその法律関係の一方の当事者を被告とする訴訟

3 民衆訴訟 国家又は公共団体の機関が法律に違反する行為をしたときに直接自己の法律上利益と関係なくその是正を求めるために提起する訴訟

4 機関訴訟 国家又は公共団体の機関相互間における権限の存否又はその行使に関する

る争いがあるときに、これに対して提起する訴訟。ただし、憲法裁判所法第2条の規定により憲法裁判所の管掌事項となる訴訟は、除外する。

第4条（抗告訴訟） 抗告訴訟は、次のとおり区分する。

- 1 取消訴訟 行政庁の違法な処分等を取り消し、又は変更する訴訟
- 2 無効等確認訴訟 行政庁の処分等の効力の有無又は存在の有無を確認する訴訟
- 3 不作為の違法確認訴訟 行政庁の不作為が違法であることを確認する訴訟

第5条（国外における期間） この法律による期間の計算において、国外における訴訟行為の追完にあつてはその期間を14日から30日に、第三者による再審請求にあつてはその期間を30日から60日に、訴の提起にあつてはその期間を60日から90日とする。

第6条（命令、規則の違憲判決等の公告） 行政訴訟に対する大法院の判決により命令、規則が憲法又は法律に違反することが確定した場合には、大法院は、遅滞なくその事由を総務処長官に通報しなければならない。

第1項の規定による通報を受けた総務処長官は、遅滞なくこれを官報に掲載しなければならない。

第7条（事件の移送） 民事訴訟法第34条第1項の規定は、原告の故意又は重大な過失なく行政訴訟が審級を異にする法院に誤って提起された場合にも適用する。

第8条（法適用例） 行政訴訟に対しては、他の法律に特別な規定がある場合を除外しては、この法律が定めるところによる。

行政訴訟に関し、この法律に特別な規定がない事項に対しては、法院組織法、民事訴訟法及び民事執行法の規定を準用する。

第2章 取消訴訟

第1節 裁判管轄

第9条（裁判管轄） 取消訴訟の第一審管轄法院は、被告の所在地を管轄する行政法院とする。ただし、中央行政機関又はその長が被告である場合の管轄法院は、大法院所在地の行政法院とする。

土地の収用その他不動産又は特定の場所に関係する処分等に対する取消訴訟は、その不動産又は場所の所在地を管轄する行政法院にこれを提起することができる。

第10条（関連請求訴訟の移送及び併合） 取消訴訟及び次の各号の一に該当する訴訟（以下「関連請求訴訟」という。）がそれぞれ他の法院に係属している場合において、関連請求訴訟が係属する法院が相当と認めるときは、当事者の申請又は職権により、これを取消訴訟が係属する裁判所に移送することができる。

- 1 当該処分等と関連する損害賠償、不当利得返還、原状回復等の請求訴訟
- 2 当該処分等と関連する取消訴訟

取消訴訟には、事実審の弁論終結時までに関連請求訴訟を併合し、又は被告以外の者を相手方とする関連請求訴訟を取消訴訟が係属する法院に併合して提起することができる。

第11条（先決問題） 処分等の効力の有無又は存在の有無が民事訴訟の先決問題となり、当該民事訴訟の受訴法院がこれを審理、判断する場合には、第17条、第25条、第26条及び第33条の規定を準用する。

第1項の場合、当該受訴法院は、その処分等を行った行政庁にその先決問題となった

事実を通知しなければならない。

第2節 当事者

第12条（原告適格） 取消訴訟は、処分等の取消しを求める法律上の利益がある者が提起することができる。処分等の効果が期間の経過、処分等の執行その他の事由により消滅した後でも、その処分等の取消しにより回復される法律上の利益がある者の場合には、また同様とする。

第13条（被告適格） 取消訴訟は、他の法律に特別な規定がない限り、その処分等を行った行政庁を被告とする。ただし、処分等があった後にその処分等に関係する権限が他の行政庁に承継されたときは、これを承継した行政庁を被告とする。

第1項の規定による行政庁がなくなったときは、その処分等に関する事務が帰属する国家又は公共団体を被告とする。

第14条（被告の更正） 原告が被告を誤って指定したときは、法院は、原告の申請により決定をもって被告の更正を許可することができる。

法院は、第1項の規定による決定の正本を新たな被告に送達しなければならない。

第1項の規定による申請を却下する決定に対しては、即時抗告することができる。

第1項の規定による決定があったときは、新たな被告に対する訴訟は、初めに訴を提起したときに提起されたものとみなす。

第1項の規定による決定があったときは、従前の被告に対する訴訟は、取り下げられたものとみなす。

取消訴訟が提起された後に第13条第1項ただし書又は第13条第2項に該当する事由が生じたときは、法院は、当事者の申請又は職権により、被告を更正する。この場合には、第4項及び第5項の規定を準用する。

第15条（共同訴訟） 数人の請求又は数人に対する請求が処分等の取消請求と関連する請求の場合に限り、その数人は、共同訴訟人になることができる。

第16条（第三者の訴訟参加） 法院は、訴訟の結果により権利又は利益の侵害を受ける第三者がある場合には、当事者若しくは第三者の申請又は職権により、決定をもってその第三者を訴訟に参加させることができる。

法院が第1項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ当事者及び第三者の意見を聴かなければならない。

第1項の規定による申請をした第三者は、その申請を却下した決定に対して即時抗告することができる。

第1項の規定により訴訟に参加した第三者に対しては、民事訴訟法第67条の規定を準用する。

第17条（行政庁の訴訟参加） 法院は、他の行政庁を訴訟に参加させる必要があると認めるときは、当事者若しくは当該行政庁の申請又は職権により、決定をもってその行政庁を訴訟に参加させることができる。

法院は、第1項の規定による決定をしようとするときは、当事者及び当該行政庁の意見を聴かなければならない。

第1項の規定により訴訟に参加した行政庁に対しては、民事訴訟法第76条の規定を準用する。

第3節 訴の提起

第18条（行政審判との関係） 取消訴訟は、法令の規定により当該処分に対する行政審判を提起することができる場合でも、これを経ないで提起することができる。ただし、他の法律に当該処分に対する行政審判の裁決を経なければ取消訴訟を提起することができない旨の規定があるときは、この限りでない。

第1項ただし書の場合でも、次の各号の1に該当する事由があるときは、行政審判の裁決を経ないで取消訴訟を提起することができる。

- 1 行政審判請求があった日から60日が過ぎても裁決がないとき。
- 2 処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を予防しなければならない緊急必要があるとき。
- 3 法令の規定による行政審判機関が議決又は裁決をすることができない事由があるとき。
- 4 それほかの正当な事由があるとき。

第1項ただし書の場合において、次の各号の1に該当する事由があるときは、行政審判を提起することなく取消訴訟を提起することができる。

- 1 同種事件に関し既に行政審判の棄却裁決があったとき。
- 2 互いに内容上関連する処分又は同じ目的のために段階的に進行される処分のうちいずれか1つが既に行政審判の裁決を経たとき。
- 3 行政庁が事実審の弁論終結後に訴訟の対象である処分を変更し、当該変更された処分に関し訴を提起するとき。
- 4 処分を行った行政庁が行政審判を経る必要がないと誤って知らせたとき。

第2項及び第3項の規定による事由は、これを疎明しなければならない。

第19条（取消訴訟の対象） 取消訴訟は、処分等を対象とする。ただし、裁決取消訴訟の場合には、裁決自体に固有の違法があることを理由とする場合に限る。

第20条（提訴期間） 取消訴訟は、処分等があったことを知った日から90日以内に提起しなければならない。ただし、第18条第1項ただし書に規定する場合及びその他行政審判請求をすることができる場合又は行政庁が行政審判請求をすることができることと誤って知らせた場合において行政審判請求があったときの期間は、裁決書の正本の送達を受けた日から起算する。

取消訴訟は、処分等があった日から1年（第1項ただし書の場合は、裁決があった日から1年）を経過したときは、これを提起することができない。ただし、正当な事由があるときは、この限りでない。

第1項の規定による期間は、不変期間とする。

第21条（訴えの変更） 法院は、取消訴訟を当該処分等に関係する事務が帰属する国家又は公共団体に対する当事者訴訟又は取消訴訟以外の抗告訴訟に変更することが相当であると認めるときは、請求の基礎に変更がない限り、事実審の弁論終結時まで、原告の申請により、決定をもって訴えの変更を許可することができる。

第1項の規定による許可をする場合において、被告を異にすることとなるときは、法院は、新たに被告となる者の意見を聴かなければならない。

第1項の規定による許可決定に対しては、即時抗告することができる。

第 1 項の規定による許可決定に対しては、第 14 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

第 22 条（処分の変更による訴えの変更） 裁判所は、行政庁が訴訟の対象である処分を訴えが提起された後に変更したときは、原告の申請により決定をもって請求の趣旨又は原因の変更を許可することができる。

第 1 項の規定による申請は、処分の変更があったことを知った日から 60 日以内に行ななければならない。

第 1 項の規定により変更される請求は、第 18 条第 1 項ただし書の規定による要件を備えたものとみなす。

第 23 条（執行停止） 取消訴訟の提起は、処分等の効力若しくはその執行又は手続の続行に影響を与えない。

取消訴訟が提起された場合において、処分等若しくはその執行又は手続の続行により生ずる回復の困難な損害を予防するために緊急の必要があると認めるときは、本案が係属している法院は、当事者の申請又は職権により処分等の効力若しくはその執行又は手続の続行の全部又は一部の停止（以下「執行停止」という。）を決定することができる。ただし、処分の効力の停止は、処分等の執行又は手続の続行を停止することによって目的を達成することができる場合には、許容されない。

執行停止は、公共の福利に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、許容されない。

第 2 項の規定による執行停止の決定を申請するについては、その理由に対する説明がなければならない。

第 2 項の規定による執行停止の決定又は棄却の決定に対しては、即時抗告することができる。この場合、執行停止の決定に対する即時抗告には、決定の執行を停止（整地）する効力がない。

第 30 条第 1 項の規定は、第 2 項の規定による執行停止の決定にこれを準用する。

第 24 条（執行停止の取消し） 執行停止の決定が確定した後、執行停止が公共の福利に重大な影響を及ぼし、又はその停止事由がなくなったときは、当事者の申請又は職権により決定をもって執行停止の決定を取り消すことができる。

第 1 項の規定による執行停止決定の取消決定及びこれに対する不服の場合には、第 23 条第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。

第 4 節 審理

第 25 条（行政審判記録の提出命令） 法院は、当事者の申請があるときは、決定をもって、裁決を行った行政庁に対し、行政審判に関する記録の提出を命ずることができる。

第 1 項の規定による提出命令を受けた行政庁は、遅滞なく当該行政審判に関する記録を裁判所に提出しなければならない。

第 26 条（職権審理） 法院は、必要があると認めるときは、職権で証拠の調査をすることができ、かつ、当事者が主張しない事実に対しても判断することができる。

第 5 節 裁判

第 27 条（裁量処分の取消） 行政庁の裁量に属する処分であっても、裁量権の限界を超え、又はその濫用があるときには、法院は、これを取り消すことができる。

第 28 条（事情判決） 原告の請求が理由があると認める場合でも、処分等を取り消す

ことが著しく公共の福利に適合しないと認めるときは、法院は、原告の請求を棄却することができる。この場合、法院は、その判決の主文においてその処分等が違法であることを明示しなければならない。

法院が第1項の規定による判決をする場合においては、あらかじめ原告がそれにより受ける損害の程度及び賠償方法その他の事情を調査しなければならない。

原告は、被告である行政庁が属する国家又は公共団体を相手に損害賠償、除害施設の設置その他適当な救済方法の請求を当該取消訴訟等が係属する法院に併合して提起することができる。

第29条（取消判決等の効力） 処分等を取り消す確定判決は、第三者に対しても効力がある。

第1項の規定は、第23条の規定による執行停止の決定又は第24条の規定によるその執行停止決定の取消決定に準用する。

第30条（取消判決等の羈束力） 処分等を取り消す確定判決は、その事件に関し、当事者である行政庁及びその他の関係行政庁を羈束する。

判決により取り消される処分が当事者の申請を拒否することを内容とする場合には、その処分を行った行政庁は、判決の趣旨に従い、再度以前の申請に対する処分をしなければならない。

第2項の規定は、申請に従った処分が手続の違法を理由として取り消される場合に準用する。

第6節 補則

第31条（第三者による再審請求） 処分等を取り消す判決により権利又は利益の侵害を受けた第三者は、自己に責任がない事由で訴訟に参加することができないことにより、判決の結果に影響を及ぼす攻撃又は防禦の方法を提出することができなかつたときは、これを理由として、確定した終局判決に対し、再審の請求をすることができる。

第1項の規定による請求は、確定判決があることを知った日から30日以内、判決が確定した日から1年以内に提起しなければならない。

第2項の規定による期間は、不変期間とする。

第32条（訴訟費用の負担） 取消請求が第28条の規定により棄却され、又は行政庁が処分等を取り消し、若しくは変更することにより請求が却下又は棄却された場合には、訴訟費用は、被告の負担とする。

第33条（訴訟費用に関する裁判の効力） 訴訟費用に関する裁判が確定したときは、被告又は参加人であった行政庁が所属する国家又は公共団体にその効力を及ぼす。

第34条（拒否処分取消判決の間接強制） 行政庁が第30条第2項の規定による処分をしないときは、第一審受訴法院は、当事者の申請により決定をもって相当の期間を定めて行政庁がその期間内に履行しないときはその遅延期間により一定の賠償をすべきことを命じ、又は直ちに損害賠償をすべきことを命ずることができる。

第33条及び民事執行法第262条の規定は、第1項の場合に準用する。

第3章 取消訴訟以外の抗告訴訟

第35条（無効等確認訴訟の原告適格） 無効等確認訴訟は、処分等の効力の有無又は存在の有無の確認を求める法律上の利益がある者が提起することができる。

第 36 条（不作為の違法確認訴訟の原告適格） 不作為の違法確認訴訟は、処分の申請をした者であって不作為の違法の確認を求める法律上の利益がある者のみが提起することができる。

第 37 条（訴えの変更） 第 21 条の規定は、無効等確認訴訟又は不作為の違法確認訴訟を取消訴訟又は当事者訴訟に変更する場合に準用する。

第 38 条（準用規定） 第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 17 条まで、第 19 条、第 22 条から第 26 条まで、第 29 条から第 31 条まで及び第 33 条の規定は、無効等確認訴訟の場合に準用する。

第 9 条、第 10 条、第 13 条から第 19 条まで、第 20 条、第 25 条から第 27 条まで、第 29 条から第 31 条まで、第 33 条及び第 34 条の規定は、不作為の違法確認訴訟の場合に準用する。

第 4 章 当事者訴訟

第 39 条（被告適格） 当事者訴訟は、国家、公共団体その他の権利主体を被告とする。

第 40 条（裁判管轄） 第 9 条の規定は、当事者訴訟の場合に準用する。ただし、国家又は公共団体が被告である場合には、関係行政庁の所在地を被告の所在地とみなす。

第 41 条（提訴期間） 当事者訴訟に関して法令に提訴期間が定められているときは、その期間は、不変期間とする。

第 42 条（訴えの変更） 第 21 条の規定は、当事者訴訟を抗告訴訟に変更する場合に準用する。

第 43 条（仮執行宣告の制限） 国家を相手方とする当事者訴訟の場合には、仮執行宣告をすることができない。

第 44 条（準用規定） 第 14 条から第 17 条まで、第 22 条、第 25 条、第 26 条、第 30 条第 1 項、第 32 条及び第 33 条の規定は、当事者訴訟の場合に準用する。

第 10 条の規定は、当事者訴訟及び関連請求訴訟がそれぞれ他の法院に係属している場合の移送及びそれらの訴訟の併合の場合に準用する。

第 5 章 民衆訴訟及び機関訴訟

第 45 条（訴えの提起） 民衆訴訟及び機関訴訟は、法律が定めた場合に法律に定めた者に限り、提起することができる。

第 46 条（準用規定） 民衆訴訟又は機関訴訟であって処分等の取消しを求める訴訟には、その性質に反しない限り、取消訴訟に関する規定を準用する。

民衆訴訟又は機関訴訟であって処分等の効力の有無若しくは存在の有無又は不作為の違法の確認を求める訴訟には、その性質に反しない限り、それぞれ無効等確認訴訟又は不作為の違法確認訴訟に関する規定を準用する。

民衆訴訟又は機関訴訟であって第 1 項及び第 2 項に規定された訴訟以外の訴訟には、その性質に反しない限り、当事者訴訟に関する規定を準用する。